

別記 工事請負契約に係る低入札価格調査の調査基準価格及び失格基準価格

調査基準価格

1 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

ただし、その合計額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額。

2 特別なものについては、1にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で契約担当者の定める割合を予定価格に乗じて得た額。

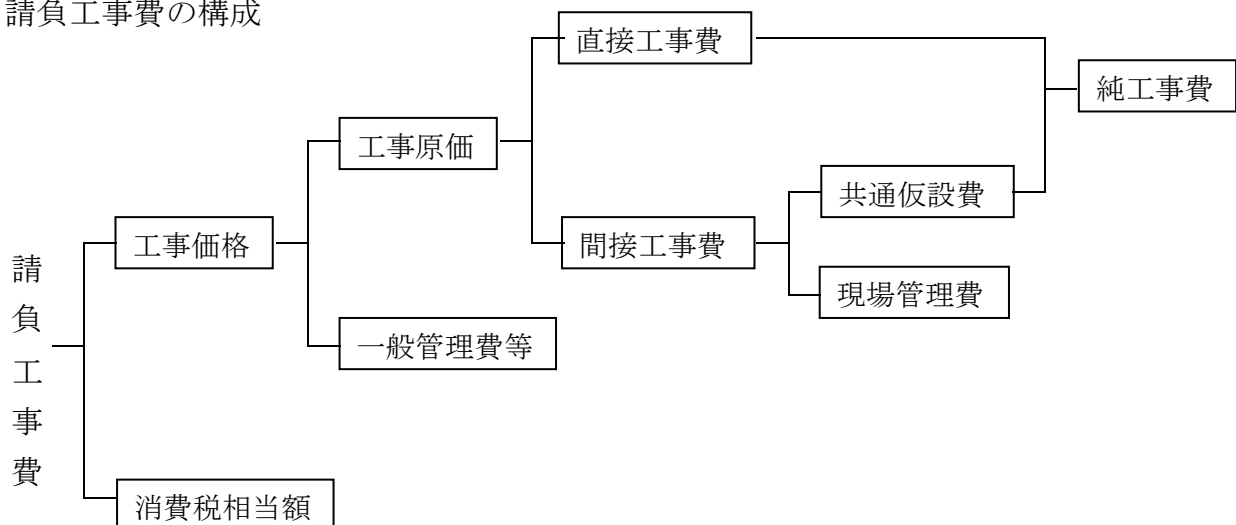
[参考1]

1を式に表すと次のとおりである。

$$\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.68$$

[参考2]

請負工事費の構成



失格基準価格

失格基準価格の算定は以下のとおりとする。

調査基準価格－予定価格の5%

